

## 平成 29 年第 8 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 29 年 8 月 29 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 29 年 8 月 29 日 午前 9 時 30 分 議 長 舟根 功 閉会 平成 29 年 8 月 29 日 午前 12 時 45 分 議 長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	出席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	大坪 省三			村田 牧子		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 農地所有適格法人の設立について 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 3 号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員 13 名、出席委員 13 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第 8 条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 8 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 10 条の規定により 1 番大坪委員、2 番村田委員の兩名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号 会長の動向についてですが、8 月 8 日から 9 日に、北見市でのオホーツク農委連臨時総会に出席しております。この中で役員改選が行われましたが、私は引き続き理事の役を担うこととなりました。また会長には紋別の千葉委員が農委連の会長になっております。

8 月 24 日から 25 日には札幌市での北海道農業会議臨時総会に出席しております。北海道農業会議の役員改選がここでも行われております。

日程第 3. 報告第 2 号 農地所有適格法人の設立について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は●●●●が農地保有適格法人として平成 29 年 8 月 3 日に設立した件の報告であります。本日の 3 条議案および農地利用集積計画議案はすべてこの法人関連のものであります。ここでは農地保有適格法人として要件を満たしているかどうかの確認を行います。初めて目にする委員さんもいらっしゃると思いますので、少し詳しく説明させていただこうと思います。議案の 2 ページから 9 ページにかけて関係書類を添付しておりますが、要件チェックシートを作成しておりますので、それで説明させていただきます。以降座って説明させていただきます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。当法人の概要ということでまとめております。この法人の構成員、株式会社ですから株主で

すが、記載の 3 名となっております。役員、取締役については 5 名となっております。代表取締役は●●●●さんであります。法人の農作業従事者、これは年 60 日以上ということになりますけども、役員 5 名に加えてもう 1 名、●●●●さんということになります。

つぎに経営地の状況でありますけども、注にありますとおり、本総会で全て許可・決定となった場合、札久留方面、一区、白鳥、濁川・雄柏方面、雄鎮内方面にわたっておりまして、トータルの面積が約 138 町となっております。町内の中でどのような方面にあるのかというのは、議案の 129 ページをご参照下さい。この中の赤枠で示してある部分が当該法人の経営地となっております。かなり広範囲に分散している状況であります、トータルで 138 町となっております。

それでは次に法人の要件を満たしているかの確認を事務局で行っておりますので、その説明をさせていただきます。説明資料の 3 ページをご覧ください。1. 法人の状況であります、1-1. 農地の利用状況は 2. 農地を借りているに該当しております。法人として農地を所有しておりません。

1-2. 許可の状況でありますけども、1 番農地法第 3 条の許可を受けている、利用集積計画を含む、ということで許可になれば、ここにチェックが付くということになります。

1-3. 営農の状況であります、8 月 3 日に法人を設立し営農許可があれば始められるという状況にありますので、営農しているにチェックしております。

それから 2 の形態要件は 2-1. 定款の確認ということですが、通常株式会社は自由に株式を譲渡もしくは取得することができるのですが、適格法人の場合は一定の制限を設けなければならないことになっております。すなわち自由に売買できると、そのうち完全な民間資本に独占されてしまうということも起こりえますので、ある一定の割合を常に保持していかなければならないということでこの譲渡制限というものが定款に書いてなければならないことになっております。そこで議案 5 ページの定款をご覧ください。第 7 条に株式の譲渡制限、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない、という規定が載っておりますので、この部分は譲渡制限を定款の中に盛り込んでいますので、2-1. については定款に下記①の記載があるに

チェックが付きます。

それから続きまして事業要件ですけれども、ここでは法人が行う事業、つまり売上高ということなのですが、これが農業と農業に関連する事業が半分以上でなければならないという縛りがありますので、そこをクリアしているかどうかを確認するものであります。農業に関連する事業というのは非常に多岐にわたるのですけれども、例えば農産物の加工販売や直売所を運営する、またファームレストランを運営する、というようなことが農業関連事業として該当するものであります。そこで事業要件 3-1. 法人が行う事業内容の確認であります。農業以外の事業を行っていないにチェックが付きます。定款を見ると農作業体験施設の経営ということもうたわれているのですけれども、現時点ではその分野にはまだ取り組んでいないということを確認しておりますので、今の段階では農業以外の事業を行っていないにチェックをしております。関連事業についても同様に定款にはうたっておりますけれども、これも行っておりませんので、記載はなしということであります。

3-3 の売上高の確認ですが、当法人は設立したばかりですので、売上が出てくるのは 1 年後になりますので、現時点では記載しないということになっております。

続きまして 4 の構成員要件ですけれども、株式会社ですので株主ということですが、議決権を持っているか、会社の議決権が半分以上農業者のものであるかの確認するところでもあります。

4-1. 出資者の確認であります。先ほど言ったとおり出資者、すなわち株主は 3 名であります。それを確認するのに 5 ページをご覧ください。構成員要件①から⑨のどれに該当するのか確認するものですが、●●●●さんは①農地を提供する個人、残りの 2 人の方は②労働を提供する個人に該当します。議決権はそれぞれ書いてあるとおりでありまして 4-3. 出資者の確認で①と②を満たす者がそれぞれ 1 人、2 人おまして、議決権は 50 口ずつ、トータル 100 口であります。⑨の①から⑧のいずれにも該当しない出資者はいないということでもあります。これはどういう人かと言いますと、例えば食品小売スーパーなどを経営している方が当該法人に出資している場合にはここに入ってくるという形になります。議決権はすべて農業関係者の者で 100%占められておりますので 1 番にチェックが入ります。

続きまして 6 ページになります。業務執行役員要件ということ

で、取締役の確認であります。先ほど申し上げましたとおり 5 名おられますので、その方々の名前が入っておりまして、出資しているかのチェックであります。4 番と 5 番の方については出資しておりませんので無しにチェックしております。常時従事の有無、農業の従事 150 日以上は全員有りにチェックしております。①と②の両方に該当する役員については 5 人中 3 人ということになります。そして 5-2. 役員の確認ということで、両方にチェック付いている方が 3 人、上記に該当しない役員の人数が 2 人ということになります。

5-3 におきまして、該当する方の人数が多くなっておりますので①>②で 1 番にチェックが付いております。続きまして農作業従事要件でありますけれども全部で 6 人おります。従事日数は記載されているとおりでありまして、そのうち役員は 5 名で①と②の両方を満たす者も 5 名であります。続きまして 7 ページ、農作業に従事する者ということで 6-1 において③を満たす者が 1 人以上いるということですが、5 名おりますのでここにチェックが入ります。

ここまで段階的にチェックしました結果、最後農地所有適格法人の判定 1~6 までの間で不可となった項目がないということに該当しますので、農地所有適格法人として問題ありませんという判定を事務局で行いました。以上であります。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。  
(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第 4. 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農地法第 18 条第 6 項による合意解約の通知であります。その 1 からその 9 まで全て、借主は●●●●さんですが、これを法人に組み替えるために合意解約するものであります。場所につ

いては、以降の議案の中でそれぞれ説明させていただきます。

なお、本件は、農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、農地法第 18 条第 1 項の北海道知事の許可は不要であります。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第 5. 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農地法第 3 条の許可申請であります。いずれも法人設立に伴うものであります。説明資料の 8 ページをご覧ください。その 3 は●●●●さんの土地を新たに法人へ貸借する、その 4 はお父さんの土地を今まで息子さんに貸していたのですが法人に借り直す、それからその 5 は新規ですが●●●●さんの農地をすべて法人に貸すというもの、それ以外はすべて合意解約後相手方を法人として組み直しするものであります。

続きまして 9 ページ、審議にあたって参考にさせていただきたい資料なのですが、農地法第 3 条の許可基準というものがあります。新任委員さんがおりますので一通り説明させていただきます。

まず①全部効率利用要件ということで、利用する側は農地をすべて効率的に利用しているかどうかということであり、判定に丸がついておりますけれども 1 筆 1 筆シビアな精査はしておりませんが、営農状況等を勘案して、遊ばせている農地が無いという確認が取れば丸をしております。

それから②農地所有適格法人要件、法人の場合は農地所有適格法人かどうかという判定ですが、これは先ほど説明したとおりですので丸が付きます。

③信託要件ではありますが、信託会社、信託銀行などが農地等を信託財産とする信託の引き受けに該当しませんので丸にしております。

④農作業常時従事要件は個人の場合は判定しますが、法人の場合は不要であります。

⑤下限面積要件ですが、取得後の農地面積の合計が 2ha 以上あるかどうかですが、これもクリアしております。

⑥転貸要件ですが、転貸を目的とするものではないかどうかですが、該当しませんので丸に判定しております。

⑦地域との調和要件ということで、取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じませんので丸で判定しております。他の案件も同様の判定をしておりますので、審議の参考にしていただければと思います。以上です。

議 長 休憩をとります。

休憩を解きます。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議を保留といたします。

日程第 6. 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局 長 本件は、農用地利用集積計画案であります。

いずれも法人設立に伴い、借主を個人から法人に組み直すものであります。以上です。

議 長 この件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので、審議保留といたします。

日程第 7. 議案第 3 号 現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は8月17日付けで、滝上町長から現況証明の願いがあった件であります。この土地については、今後町での利用計画がありますので、その内容につき林政課長より説明をお願いします。

林政課長 おはようございます。貴重な時間をちょうだいしまして説明させていただきます。

今回平成20年から滝上町バイオマスタウン構想を元に間伐材等の農業敷料だとか、チップ工場の燃料供給など森林資源の地域循環利用に向けて取り組んできております。

本年度はこれまで検討を続けて参りました滝上町バイオマス産業都市構想を国に提案させていただき、承認を得る予定となっております。

今後、地域の人工林の多くが伐採期を迎えようとしております。そういった将来を見据えて林業や林業専用道の開設、それからクリーンラーチ採種園の造成、またコンテナ苗の生産施設整備等を進めてきております。木材加工の関係においてもチップ工場、あるいは製材工場の新規整備を検討しているところです。

今回説明させていただくのは、本年度に入ってから平成27年4月に●●●●を引き受けた●●●●があるのですが、そこから町へ現工場が築30年を超えて老朽化し、生産能力が低下していること、さらに工場敷地が1.4haと手狭であるということから、町内に新工場を検討したいという相談がございました。町としては地域の森林整備の促進や蓄燃料の安定供給、工場が稼働することによる雇用確保などの面から検討を重ねてきました。検討した結果、林業振興を図るため、当該地の利用計画を立てることになった次第であります。簡単ですが説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本件は現地調査が必要なため審議保留といたします。  
それでは、現地調査のため暫時休憩といたします。

休憩を解き会議に戻します。



議案第1号農地法第3条第1項の許可について審議します。  
ではこの件につき意見を求めます。4番片岡委員。

片岡委員 ただ今みんなで現地を見てきましたが、問題ありませんでしたので許可してよろしいかと思えます。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

続きまして議案第2号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。8番日野委員。

日野委員 ●●●●申し入れによる農地利用集積計画ですけども、全員で現地を見て確認しましたが、原案どおり決定してよろしいかと思えます。

議長 ただ今決定してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は計画案が適当であると認めることに決定しました。

続きまして議案第3号 現況証明願いについて審議いたします。この件について意見を求めます。千葉委員。

千葉委員 議案第3号ですけども、委員全員で見たところ特に問題ないので証明書を発給してよろしいかと思えます。

議長 ただ今の意見は、証明書を発給してよろしいとの意見ですがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は願い出どおり証明書を発給するこ

とに決定いたしました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第8回農業委員会総会を終了いたします。